

朕帝国議会ノ協賛ヲ經タル健康保険法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
健康保険法

第六章 保健事業及び福祉事業

(平一四法一〇二・追加)

第一百五十條 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者(以下この条において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 保険者は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項又は第二項の事業を行うことを命ずることができる。

(平一四法一〇二・追加)

第七章 費用の負担

(平一四法一〇二・追加)

昭和 35・11・7 保発第 70 号

改正昭和 36・6・15 保発第 33 号

(中略)

〃 平成 14・1・23 保発第 0123004 号

第 7 保健事業及び福祉事業

1 保健事業

保健事業は、被保険者及びその被扶養者に対する健康教育、健康相談、健康診査等を実施することによって被保険者等の健康の保持増進を図ることを目的とするものであるが、本事業の推進が医療給付を適切なものとするにつながり、ひいては組合財政の安定化にも大きく寄与するものであることに鑑み、職場環境、年齢構成、疾病状況等の実情に応じて有効適切かつ積極的に実施するものとする。

保健事業の実施に当たっては、保健指導による健康管理に重点を置き、これを計画的に実施するための実施計画等を作成するとともに、実施体制の整備を図り、効果的なものとする。また、実施結果については、データに基づく内容の分析、評価を行い、事後指導についても万全を期すこと。

また、各種保険者等の保健事業間の相互の連携を強め、効率的で一貫性のある事業を実施することにより、きめ細かい保健指導の基盤整備を進めること。

(1) 実施体制の整備

保健事業の推進を図るため、実施体制の整備、確立を図ること。

ア 健康管理事業推進委員会の設置

保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定、実施結果の分析、評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うために健康管理事業推進委員会若しくはこれに類する機関を設置すること。

なお、健康管理事業推進委員会は、事業主及び被保険者のほか、医師、保健婦等の専門的知識を有する者及び組合事務局職員により構成されることが適当であること。

イ 保健事業統括責任者の配置

保健事業の取りまとめを行う保健事業統括責任者を配置すること。

ウ 健康管理委員等の委嘱

各職場ごとに健康管理に関する情報、知識等を広く被保険者等に周知し、保健事業の有効かつ円滑な実施を図るため、被保険者の中から健康管理委員及び体育指導委員等を委嘱すること。

(2) 専門スタッフの配置等

保健事業のより効果的な実施を図るため、専門スタッフを配置するか又は専門家の指導助言を得ることとし、その専門的知識の活用を図るよう努めること。

ア 医師との連携

組合は、顧問医師を配置又は委嘱し（事業所に産業医が配置されている場合であって、その協力が得られる場合は当該医師を顧問医師として差し支えない）、健康管理、保健指導の基本方針について指導助言を求めることが望ましいこと。

イ 保健婦の配置及び活用

(ア) 保健事業の推進のために保健婦を配置するよう努めること。

(イ) 配置に当たっては、保健婦が健康教育、健康相談等の活動を行うに当たりその専門機能を十分発揮できるよう配慮すること。

ウ 看護婦等の活用

組合等の病院、診療所又は健康管理センター等に勤務する看護婦及び栄養士の有効な活用に努めること。

エ 健康運動指導士の活用

体力・健康づくり事業を実施するに当たっては、健康運動指導士を活用し、被保険者等の特性を把握した運動プログラム作成等の運動指導を受けるよう努めることが望ましいこと。

(3) 専門スタッフ等の研修、教育の実施

保健婦、看護婦等の専門スタッフ及び健康管理委員、体育指導委員等については、定期的に研修、教育の機会を設け効果的な保健事業の実施に努めること。

(4) 保健事業の種類

保健事業を例示すると、次のとおりであること。

ア 保健指導に関するもの

(ア) 保健婦等による保健指導及び職場又は巡回相談等による健康相談

(イ) 健康の自己管理及び増進についての健康教育

機関誌、パンフレット、ポスター、講習会等による広報、健康者表彰及び優良事業所表彰、健康強調月間等の実施

(ウ) 健康手帳の配布

受診心得、健康管理の記録等を内容とする健康手帳の配布

(エ) 保健衛生に関する指導

環境衛生、口腔衛生、精神衛生、母子衛生、栄養指導、エイズ予防等についての保健婦、機関誌、講習会等による指導

(オ) 健康に関する実態の把握及びそれに基づく相談、助言

加入者の健康状態、入院等の状況の把握及びそれに基づく適切な相談、助言

イ 健康診査に関するもの

(ア) 健康診査

ア. 一般健康診査

イ. 消化器、循環器、糖尿病等の成人健康診査

ウ. 胃ガン、子宮ガン、大腸ガン等のガン検診

エ. 要精密検査者等に対する精密検査

オ. 歯科検診、口腔検診

カ. 人間ドック

キ. 骨粗しょう症検診

ク. 肝炎ウイルス検査

(イ) 各種健康診査実施後の個人別健康管理台帳の作成及びデータの管理

(ウ) 保健婦等による健康診査後の保健指導

(エ) 疾病予防等

ア. インフルエンザ等の各種予防接種

イ. 救急常備薬の配布等

ウ 心の健康づくり

一般の健康相談等に合わせ精神面における健康の保持増進を図るための健康教育、健康相談

エ 体力・健康づくり

(ア) 健康体操，トリム運動，体力測定や各種スポーツ，レクリエーションによる体力づくり事業

(イ) 健康増進施設における有酸素運動，温泉利用等による健康増進の事業

オ 在宅療養支援事業に関するもの

(ア) 在宅療養のための機器・用品の支給，貸与等

(イ) 在宅療養の環境整備のための貸付事業

(ウ) 地域の社会福祉施設等との連携による情報提供等

カ 健康管理センター等の設置運営

健康管理事業推進のための拠点としての健康管理センター等の設置運営

キ 固定施設等

保養所，体育館，運動場，健康増進施設，保健会館，山の家，海の家，介護型有料老人ホーム等の設置運営

ク 高額医療費及び出産費に係る貸付に関するもの

(ア) 組合が行う貸付事業

(イ) 組合間の共同事業として行う貸付事業

ケ 一般広報

健康保険制度及び老人保健制度の仕組み，組合の事業計画，財政状況，将来計画等についての機関誌，パンフレット等による一般広報

(5) 保健事業の実施上の留意点

保健事業の実施に当たっては，健康を増進し，発病を予防する「一次予防」に重点を置くとともに，次の点に留意し，適正かつ効果的な実施を図るよう努めること。

また，保健事業の実施に当たっては，将来にわたって効果的に保健事業を推進していく観点から，中長期計画を作成するとともに，これに基づき年次計画を作成し，実施した事業の分析，評価を行い，その実施方法について工夫を図ること。

さらにそのための各種の記録の整備を図ること。

ア 保健事業の対象

保健事業は，被保険者や被扶養者のニーズや，それぞれの年齢，性別等を考慮の上，それぞれの対象者に最もふさわしく有効な方法による実施に努めること。

また，中高年齢者，疾病回復者等の者に対しては特に重点的に実施するのであること。

イ 保健事業の実施主体

保健事業については，組合が自ら実施することが望ましいが，その事業のより経済的かつ効果的な実施が期待される等必要と認められる場合においては，事業主又は事業主以外の機関にその実施を委託することとして差し支えないこと。

この場合においては，受託者の受託能力が不十分であるもの，設備資金として融資を行う必要のあるもの等に委託することは適当でないこと。

ウ 事業主等の行う福利厚生事業との調整

保健事業は，事業主等の行う福利厚生事業と密接な関係があることから，その実施に当たっては，事前に十分な調整を行うほか，効率的な実施のために役割分担を明確にした上で共同実施するなどの対応を図ること。

この場合，事業主の義務となっている事業を組合が行うことは，適当ではないが，事業主が行う事業を正当な対価を得て組合が受託することは，組合の事業に支障が生じない限り差し支えないこと。

なお、労働安全衛生法に基づく事業は、労働災害防止の観点から行われるものであり、被保険者の全般的な健康の保持増進は組合において保健事業として積極的に実施すること。

エ 保健事業を共同実施する場合

- (ア) 事業主又はその他の機関と共同実施するときは、必要に応じ費用を分担し公平の確保を図ること。
- (イ) 共同実施した事業の内容及び費用の分担等の関係書類を整備保管し、その実績を明確にすること。

オ 保健指導等の実施

保健指導、健康診査及び疾病予防事業の実施については、医師等の指導のもとに、重点的な改善目標を設定し、目標の達成度を確認することにより、効果的な事業の推進に努めるとともに、必要に応じて保健所及び市町村等の関係機関とも連携を密にして実施すること。

また、健康に関する実態の把握及びそれに基づく相談、助言については老人加入者等を中心として実施するとともに、地方公共団体の保健・福祉関係部局との連携に特に配慮すること。

カ 健康教育

健康教育については、目的を明確にし、それにふさわしい者を対象として行うこととし、対話方式等の工夫をした健康教室、講演会、研修会等の方法により実施すること。

また、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣に着目した健康管理の重要性について理解が得られるような健康教育を行うとともに、生活習慣に関する自発的な行動変容を支援すること。

キ 健康相談

健康相談については、効果的に対処できるよう、必要に応じ組合に健康相談室を設けるか、事業所の巡回相談や被扶養者のための電話相談など実施体制の工夫を図ること。

ク 健康診査

- (ア) 成人健康診査については、生活習慣病の発症が多い30歳から、少なくとも5年に1回以上行うものとし、40歳以降は毎年実施するよう努めること。
また、人間ドックについては、40歳以降少なくとも5年に1回以上は実施するよう努めること。
- (イ) 子宮細胞診検査については、子宮がん発見の効率的時期を考慮し、35歳以降毎年実施するよう努めること。
- (ウ) C型肝炎ウイルス検査については、自身のウイルス感染の状況を認識するきっかけとするため、40歳以上を対象に生涯に一度ウイルス検査を実施するよう努めること。
また、B型肝炎ウイルス検査についても、C型肝炎ウイルス検査と同時に実施するよう努めること。
- (エ) 被扶養者の健康診査については、健康診査の場所、時期、期間などを工夫し、地方自治体の実施する事業の情報の提供をすることなどにより実質的な受診率の向上に努めること。
- (オ) 健康診査の結果通知については、保健婦等の助言指導を得て、医療に要する者に対して必要に応じ受診勧奨を行うとともに、生活習慣等に関する指導事項を付記するなど、検診の事後指導の徹底を図るほか、生活習慣改善等の必要な者に対しては継続的な保健指導の実施に努めること。
- (カ) 中高年齢者を対象とする健康診査については、少なくとも老人保健制度において行う医療以外の保健事業の「健康診査」と同程度又はそれ以上の内容のものを実施すること。
- (キ) 医薬品の配布については、家庭救急常備薬品等に限定し、被保険者等に

対する保健衛生指導の一環として、その使用方法の指導、さらにその基礎となる保健衛生に関する知識の涵養等を併せて実施すること。

また、実施に当たっては薬事法令に抵触することのないよう留意すること。

ケ 心の健康づくり

心の健康づくりのための事業の実施に当たっては、従来の健康教室等を拡充する形で実施する等し、被保険者等に受け入れられやすい方法を工夫すること。

コ 体力・健康づくり

(ア) 体力・健康づくりのための事業は、体力年齢若返りの目標を設定する等の工夫を行い、継続して運動する習慣、環境づくりに努めること。

また、必要に応じて健康運動指導士等専門的教育を受けた体育指導者を置くか又は専門家の指導助言を受けるよう努めること。

(イ) 健康増進を行う施設としては、健康増進施設の認定を受けたものを利用することが望ましいこと。

サ 在宅療養支援事業

在宅療養支援事業については、介護保険法（平成9年法律第123号）第40条に規定する介護給付と同様の事業を組合の実情に応じた方法により実施することは差し支えないこと。

この場合、機器・用品の質、サービスの質の確保について十分配慮すること。

シ 在宅療養の環境整備のための貸付事業

在宅療養の環境整備を図るための資金の貸付方法を整備し、貸付方法に関する規程を作成し、その適正な管理、運営を図ること。

ス 固定施設の設置

(ア) 保養所等の固定施設の設置に当たっては、精神的な休養が図られるなどの心身の健康づくり、スポーツ施設等の併設又はその利用による体力づくりに効果が期待し得るものとする。

(イ) 保養所等については、必要な設備の整備、人員の確保等を行うことにより、病後の健康回復等のための中長期にわたる保養にも活用するよう努めること。

(ウ) 健康増進施設の設置に当たっては、健康増進施設の認定を受けるなどにより、利用者の健康増進を積極的に進めるように努めること。

(エ) 介護型有料老人ホームの設置に当たっては、入居者が適切に介護を受けながら日常生活を営むことができるものとする。

セ 保健事業の一般開放

健康管理センター、運動場、体育館、保健会館、健康増進施設等については、退職者、地域住民等への開放を積極的に行うこと。

ソ 高額医療費及び出産費貸付事業の推進

被保険者及びその被扶養者に対する高額医療費貸付事業の実施を図るとともに、資金の貸付方法等に関する規程を作成する等、その適正な運営を図ること。

タ 特定健康保険組合の事業

特定健康保険組合においては、特例退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者等と同程度あるいはそれ以上の内容の保健事業を実施すること。

2 福祉事業

(1) 直営医療機関において行われる療養の給付及び健康保険の診療又は調剤に関しては、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の例によることとなっており、また、直営医療機関の設置とその運営の良否は組合財政に及ぼす影響が極めて大きいから、次の事項に留意すること。

(別添1)

政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱

1 目的

生活習慣病予防健診（以下「健診」という。）は、政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者である配偶者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図ることを目的とする。

2 健診の種類及び実施対象者

- (1) 健診の種類は、一般健診及び付加健診並びに乳がん・子宮がん検診とする。
- (2) 健診の実施対象者は、次のとおりとする。

ア 一般健診

被保険者及び被扶養者である配偶者のうち当該年度において、40歳以上の者で受診を希望する者並びに被保険者のうち35歳以上40歳未満の者で生活習慣改善指導を受けることを希望する者。

イ 付加健診

一般健診を受診する者のうち当該年度において、40歳及び50歳の者で受診を希望する者。

ウ 乳がん・子宮がん検診

当該年度において、30歳以上40歳未満の女子被保険者で受診を希望する者。

3 健診の実施機関

この健診は、次の実施機関に委託して実施する。

- (1) 健康保険健康管理センター、健康保険病院及び健康保険診療所（以下「健康保険病院等」という。）。
- (2) 上記(1)の実施機関のほか、地方社会保険事務局が別に定める基準を満たし、健診の実施機関としてふさわしいと認める医療機関で、地方社会保険事務局長が選定したもの。

なお、地方社会保険事務局長は、健診の実施機関に変動があった場合、速やかに社会保険庁運営部医療保険課に報告すること。

4 健診の方法

健診の実施機関は、次の方法により健診を実施する。

- (1) 別紙1「健診の基準」により、一般健診及び付加健診又は乳がん・子宮がん検診を実施する。
- (2) 健診の結果は、別紙2「指導区分の基準」により判定する。
- (3) 健診終了者に対し、別紙3「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診結果通知票（一般健診）」、別紙4「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診結果通知票（乳がん・子宮がん検診）」を作成し、通知するとともに、写を1部控えとして保存する。

また、財団法人社会保険健康事業財団（以下「財団」という。）都道府県支部に対し、健診結果に基づく所定事項を収録した「健診結果データ」を磁気媒体により、健診実施月の翌月15日（健診実施月が3月の場合は4月10日）までに報告する。ただし、やむを得ない理由により、磁気媒体による報告が困難な場合は、上記別紙3、4の写により報告することができる。

- (4) 健診を受けた者の生活指導・栄養指導等の相談に対して、医師、保健師、栄養士が対応する。ただし、保健師等による生活指導・栄養指導等ができない場合は、財団都道府県支部の保健師と協力体制をとるものとする。
- (5) 健診を受けた者の健診記録を管理し、財団都道府県支部の保健師による健診事後指導のための打合せに応ずる。

5 健診費用等

- (1) 健診費用及び負担額は、別紙5「健診費用及び負担額」のとおりとする。

なお、国の負担額は、当該年度において受診者一人につき、一回に限って負担（一般健診と乳がん・子宮がん検診を別に受診する場合を除く。）するものとする。

- (2) 健診の実施機関からの健診費用の請求は、健診実施月の翌月15日（健診実施月が3月の場合は4月10日）までに、財団都道府県支部を經由して地方社会保険事務局に請求するものとする。

6 報告

健診の実施機関は、別紙6「健診実施状況報告書」を、健診実施月の翌月15日（健診実施月が3月の場合は4月10日）までに、健診費用の請求と併せて、財団都道府県支部を經由して地方社会保険事務局に提出するものとする。

なお、健診結果データの財団都道府県支部への報告も併せて行うものとする。

7 その他

健診の実施においては、健診に係る情報について、受診者のプライバシー保護を徹底すること。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

指 導 区 分 の 基 準

- 1 この検査の範囲では、異常がないもの。
- 2 わずかに基準範囲をはずれているが、日常生活に差し支えがないもの。
- 3 日常生活に注意を要し、経過の観察を要するもの。
- 4 治療を要するもの。
- 5 精密検査を要するもの。

(注1) 治療中の者については、該当する検査項目の指導区分は「6」とし、総合所見の指導区分は当該検査項目を除いて判定する。